

第十五回国会 衆議院 通商産業委員会 議 録 第 八 号

昭和二十七年十二月十一日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

理事小金 義昭君 理事高木吉之助君

理事河野 金昇君 理事今澄 勇君

理事永井勝次郎君

大倉 三郎君 首藤 新八君

辻 寛一君 中村 國夫君

福井 順一君 南 好雄君

宇田 耕一君 高橋 長治君

長谷川四郎君 山手 満男君

伊藤卯四郎君 山口シヅエ君

加藤 清二君

出席國務大臣 小笠原三九郎君

出席産業大臣 小笠原三九郎君

出席府委員

外務事務官 黃田多喜夫君

(経済局長) 寺内 祥一君

農林事務官 寺内 祥一君

(養蚕局長) 寺内 祥一君

通商産業 寺内 祥一君

政務次官 小平 久雄君

通商産業 寺内 祥一君

官(通商局長) 牛場 信彦君

通商産業事務 德永 久次君

官(繊維局長) 石原 武夫君

通商産業事務 石原 武夫君

官(公益事業局長) 石原 武夫君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

十二月十日

琵琶湖電源開発に関する請願(矢尾

喜三郎君外二名紹介)(第五四六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

電気及びガスに関する臨時措置に關する法律案(内閣提出第三号)

貿易に關する件

○坪川委員長 これより會議を開きます。

○坪川委員長 これより貿易に關する件について

調査を進めたいと存じますが、まず政

府委員より、貿易の最近の事情並びに

貿易振興対策等先日通産大臣の説明の

補充の説明を願います。通商局長牛場

君。

○牛場政府委員 先日大臣から御説明

申し上げましたことを補足いたしまし

て御説明申し上げます。

最近の貿易の事情のうち、非常に目

立つておりますものは輸出の停滞とい

うことでございまして、大臣の御説明

のうちにもございまして、昨年に比

べて本年は年間において約三億

ドル近くの輸出減退ということになる

のではないかと考えられる次第でござ

います。七月以降、毎月一億ドルを割

つております。十月になりまして、か

ら認識の面で一億ドルをちよつと突破

いたしました。十一月はまた下りま

して、この調子で参りますと、おそら

く船積み統計にいたしまして、約十二

億ドルくらいにとどまるので

はないかと思われる次第であります。

この原因はいろいろございしますが、こ

れを地域的に見ますと、一番目立

ちますのはスターリング地域に對しま

す輸出の減退でございまして、スター

リング地域に對しましては、昨年支払

い

協定を締結いたしましたから後非常な

勢いで輸出が伸びたのでございませ

が、今年になりまして英側の輸入制限

の強化によりまして、七月以降日本か

ら見ましてむしろ輸入超過になつて来

ております。これは實際受払いの面

におきまして、また信用状の面におき

まして、七月以降は輸入超過とい

ことになつて参りました。従つて、ス

ターリングのバランスもかつて一億三

千万ポンド出したのでございまして

が、現在では一億一千万ポンドを割

る程度まで下つて来ておる次第であ

ります。ドル地域に對しましては、最近割

合に好調でありまして、十月は戦後最

高と思われような数字を示してお

ります。従いまして、各地域間の比較を

いたしまして、最近ドル地域が一

番多いという状況になつて来てお

ります。オーブ・アカウント、清算勘定

地域に對しましては、本年の初めごろ、

主としてインドネシア等との交渉が

うまく行きます関係上、非常に減退し

ておつたのでございしますが、その後タ

イ国とかインドネシアとの協定の成立

によりまして、最近回復いたしまして参

りまして、大体月間にいたしまして二

千五百万ドル程度の輸出を続けてお

る次第であります。それから輸出不振を

物質的に見ますと、やはり一番減

つておりますのは綿糸類の輸出でござ

いまして、昨年は十億平方ヤードを突

破いたしたのでありますが、本年はお

そらく七億ちよつとというところにと

どまるのではないかと。しかしそれでも

日本は依然として世界一の綿布輸出

ということになつておりますが、これ

は主として世界的な綿布の貿易量の減

退ということに大きな原因があると思

われる次第であります。そこで今後の

輸出をどうして行くかという上にお

きまして一番問題になりますのは、地

域から見ればポンド地域との貿易、そ

れから物質的に見ますと、綿糸関係、

繊維関係の輸出の増進をはかる必要

があるということになります。ポンド

地域との間におきましては、例の日英

支払い協定がございまして、これは本

年の末に期限が切れることになつて

おります。ところが英側におきまして

は、ただいま御承知の通り連邦の首相

會議を行つてございまして、ここでポ

ンド問題についていろいろ議論をいた

しておる様子でございまして、これら

が、先方といたしましては、おそ

ろくこの支払い協定につきまして、今

年十二月末に切れるのでござい

ますが、一応暫定的にこれをさらに延長

するということは避け得られないでは

ないかと考えられる次第であります。

しかしながら現在の支払い協定の運用

につきましては、私どもいたしまし

ても非常に不満を持つておるのであ

ります。ことに昨年の交渉中の話合

い異なりまして、英側が一方的に輸入

制限をして来ているということにつ

きまして、再三抗議をしております。

この問題は、輸入制限緩和という問題

を中心として今後英側と交渉して行

かなければならないと考えております。

そのほかオーブ・アカウント諸国につ

きまして、今年中にインドネシア、タ

イ、ブラジルというような国との協

定は、これは主として米を確保する

というところに重点を置いてござ

います。その後の運用を見てござ

います。これは輸出の面でも非常に効

力を発揮して参りまして、十月のとき

糸布の輸出は、各別に参りましてタ

イ国向けの輸出が一番多かつた、い

まだかつてなかつたような状況を呈

しております。これは非常に協定締結が

成功した一つの例だと考えられる次第

であります。インドネシア、ブラジ

ルに對しましては、先方の物資が非

常に割高なためになく、輸入が促進

すべきという共通の問題がござ

います。それから、ことにインドネ

シアにつきましては、六千万ドルに

上るようなこけつ債権がござ

います。これをどう処理するかという

問題がございまして、しかしながら協

定締結後、インドネシアに例をと

つて、大体毎月五百万ドル程度の

日輸入許可をおしつておる状況で

ございまして、昨年は一年に一億一

千万ドル以上も輸出したのであり

ますが、その後向う側の輸入制限で

ほとんど輸出がとまつておる状況

であります。年間六千万ドル程度

のインドネシア向けに大体安定した

輸出ができるのではないかと。但し

これと相殺しますため

に、どうしても向う側のものを相当程度買わなければならないので、現在のところでは、一応年間四千万ドルという目標を立てております。それにさらに年間一千五百万ドル程度の、いわゆるスウィッチ貿易をいたしまして、大体においてバランスを合せて行くという考え方でございます。四千万ドル買付にはいろいろ問題がございます。最近二回にわたってインドネシアにミツシヨンを派遣いたしまして、具体的な交渉に入っております。だん／＼状況が改善されて来ているという事は申し上げられると思ひます。

それから物資的に見まして、日本の輸出の今後の構成ということでありまして、繊維品の輸出は、明年度におきましてもそう急激な進捗は、どうしても望めないのではないか。もちろんこれは主として英連邦との交渉に力を注ぎまして、安定した輸出量を確保したいという事はわれ／＼も考えております。ことに最近パキスタンとの間に、よい積極的な交渉を行いたいと思つております。先方から十二月の二十日ごろに代表が参りまして話をすることになつております。パキスタンの棉花買付と引合ひに、こちらからも相当程度の棉花の輸出数量を確保したいという事を考えております。しかし何分にも世界的に棉花の貿易量が減つて来ている状況でございます。この際日本に頼らずに、やはり鉄鋼の輸出のみに頼らずに、やはり機械類、プラント輸出というようなものに力を注いで行く必要があるのではないかと考えております。鉄鋼の輸出は昨年に引続きまして、本年は非常に

好調でございます。輸出品の割合から見ましても、十月は棉花をしのいで第一位ということになつております。ただこれは非常に安売りを余儀なくされておるという事情もございまして、さらに将来世界の鉄鋼の需給状況を考えますと、決して安心はできないのでございまして、とにかく金額的に見ますと、今のところではまず第一位を占めておる。これに反しまして、機械類、プラント輸出、日本の一番希望し、期待しております技術の輸出という面におきまして、なかなかまだ思うように進捗を見せられない状況でございます。これにつきましても、いろいろ政府といたしましては奨励策を考えておるのでありますが、ことに最近日本と一番競争相手になつておりますドイツでありますとか、イタリアなどの国、これが相当程度思い切つた輸出奨励策をやつておることが判明して参りました。たとえば輸出品に對しまして、ある程度の税の払いもどしをする、また特別に安い金利を出す、あるいはいわゆる優先先貨などを非常に大幅に認めまして、しかもその自由転売を認めることによつて相当程度のプレミアムを事実上輸出業者に与えておるといふような状況でありますので、これは正常な貿易という観点から見ますと、やや邪道に陥つておるようにも考えられるのであります。しかし日本といたしまして、今後どうして行かなければならないという観点からいまして、少くとも西歐諸国がやつておる程度のことでは、日本でもただちにやりたいという考えで、ただいま鋭意調査をいたしておるところでございます。

それから輸入の面でありまして、輸入につきましても、現在のところ外貨面においてあまり制約はございませぬ。大体におきまして必要とするものはみな買つておるという状況でございます。最近炭鉄ストライキの結果として石炭が不足いたしました。これにつきまして、手当ていたしまして、ただちに外国から約八十七万トン買入という計画が今できております。もうどうどん買付にかかつておる状況でございます。また依然としてドル地域からの輸入が非常に多い。そしてポンド、あるいはアカウントの買付が思うように進まないという状況があるのがあります。これは本年初頭からドルの節約、さらに非常にたまりましたポンドの消費、さらにポンド・アカウント地域、これは主として日本の輸出超過になる国が多いのでありますが、そのバランスをはかるといふ意味におきまして、輸入市場の転換ということをやつて参つたのでありますが、現在になつて参つたのでありますが、現在に市場転換の意味が加わつて参りました。と申しますのは、日本の輸出を伸ばすために、どうしても向うからの輸入もふやさなければならぬという状況が最近非常に出て参りました。結局輸出しつばなしでもつてはうつておくと、これは、どうもできないような状況になつて来たのであります。従いまして、市場転換には、もう一層輸出を伸ばすというまた一つの重要な目的が加わつて来た次第でありまして、今後その意味におきまして、さらにこれを促進して行きたいと考えております。先ほども申し上げましたパキスタンとの交渉におきましても、結局日本が棉花を

相当量買わない限り、向うは日本からのものを買わないということをはつきりして参つておる次第であります。しかしこれは産業界のことなども考えまして、もちろん限度はあるのでありますが、何とかして合理的な限度においてこれを促進したいというふうに考えております。

それからもう一つ、輸入に關しまして、別口外貨貸付指導ということによりまして、これは産業転換を促進いたしますと同時に、主として鉄鋼を原材料としてそのコストの低下をはかるといふことを行つておまして、最近非常な効果を上げて参っております。それと相並んで、輸出面におきまして、輸出入銀行の金利の引下げということが行われております。また銀行法そのものの改正によつて、さらに金融を楽にする。それから現在日銀で考究しておられます期限付外貨手形、あれらの操作によりまして、貿易金融というものが、一つの内地金融と離れたものになつて、金利も安くなつていくという傾向になつて参りましたことは、私たち非常にけっこうなことと思つております。さらにまた輸出入銀行の金利等につきましても、もう一息引下げをしていただいて、国際競争場裡において、日本の品物が不利をこうむらないようにしたいと考えておる次第であります。

それから前にも御説明がございましたが、貿易商社の恐慌ということにつきましては、これは非常に重大なことであります。さしあたり今の短期の債務の長期債務への切りかえでありまつか、ないしはいろいろ海外支店の開設、あるいはキャンセル準備金

というものの積立て制度を認める、そのようなことを通じまして、何とか貿易商社を強化して行きたい。ことに東南アジア諸国は、御承知の通りや国家貿易的色彩の強い国が多いのであります。これに對しまして、わが方において弱小業者がたぐさおつて競争をするということでは、どうしても不利になりがちである。かと申しまして、この際またその国家貿易的な色彩を強くするということは、私どもどうかと思つております。何とかいたしましてこの商社自体の強化ということによつてこの情勢に對して行きたい。また輸出組合等につきましても、妥當の範圍内でこの強化をはかつて行きたいというふうに考えております。簡単でございますが、一応御説明申し上げました。

○坪川委員長 これにて政府側の説明は終了いたしました。

この際、大臣が出席されましたので、船舶問題を含む貿易に関する件、並びに電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案、並びに先般保留となりました繊維に関する件を議題といたしまして、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、順次これを許します。長谷川君。

○長谷川(四)委員 たいだいま優先先貨のお話ございましたので、これについてちよつと承つてみたいと思ひます。優先先貨、たとえば生糸に對して優先先貨は、今どのくらいを占めてゐるか、お答えを願ひたいのであります。

○小笠原國務大臣 生糸については、現在第二類として扱つておりますから、一〇％、一割であります。

現われまして、生糸の価格が安定した、ことに二十四万円以上には上げな

いというので、アメリカは当時七月以前は二十一万円から二十二万円程度でなければ買つて来なかつた。それから昨年ちようど二十六年度は生糸の価格が非常に暴騰、暴落いたしました時期でありまして、最高は三十万円に上り、最低は十四万円に下つたというような、あの当時高くなりました点でも二十三年四まではついで来ましたが、これも、それ以上はもう見放されてしまつたのであります。従いましてわれわれは二十三年四ではアメリカへ輸出できないと考えておりましたものが、今年になりまして安定法の効果が上りまして、二十四万円以上は上げないという政策を信頼いたしました。アメリカが二十四万円まで買付けて参りましたから、農林省といましては来生糸年度におきましても禁止価格を上げない。最高をこのままですえ置いておくという考えであります。

○長谷川(四)委員 私は価格をかせなければならぬ、上げなければならぬという問題でもないと思ひます。従つて養蚕にいたしまして、現在の価格で価格は引合われないかという、決して引合われない問題でもないと思ひます。しかし取引所にあまりにも思惑的な取引が盛んに行われて来るという点について、非常に生産する者たちの、何ものかの中に動揺を来しておると考へておるのであります。従つてこういうような点についてあなたはこのことをこのままで見のがして行くか考へなかつたか、それとも何らかの手を打つてあまり思惑的なことのないようにおやりになるか考へがあるかないかをお伺いします。

○寺内政府委員 ただいま申し上げました通り二十四万円の禁止価格を堅持するということにつきましては、先日安定審議会の委員の懇談会を開きまして、今申し上げましたような方針についてみんなの協力を得たのであります。こういう方針を各方面へ徹底させて、そして生糸の価格は当然二十四万円の禁止価格を堅持するという政策であるから、思惑によつてこれを無理に上げるといふようなことをしないうに各方面に了解を求めておるのであります。

○長谷川(四)委員 そこで優先外貨の問題をもう一度振り返つてみなければならぬと思ふのですが、なるほど一割から一割五分、全部の、たとへば十月から九月までに幾ら出ているかとすると、二千八百萬ドル、全部の価格では出ている、こういうようなことから考へて、全部から見ると、零点何パーセントというパーセントしかないのだけれども、これを大体最低二割くらい程度の度まで引上げて、そして海外の需要というものがそれほど旺盛であり、局長がおつしやる通り非常に日本の現在の価格では優待されておるというやうな安定を持つておるというのと、これに引きかえて生産が伴わなければならぬ。であるから私はぜひともこれを二割くらいまでどうしてもやつていただいて、そして国内の桑園の対策に、また政治の上から見た保護の政策に充てて、そして増産をはかることが緊急の問題ではないであらうか、かく考へるのでございませう。ぜひともその点を御了解の上、大臣においては特別の考へをもつて御審議をいただいて、そしてこれをその程度まで

で引上げて、桑園対策の方へまわしていただきたい、こう私は念願するものであります。ぜひともその方向に進んでいただきたいと思ふのであります。そこでポンド向けの繊維、すなわち東南アジア向けの繊維が非常に下つて行く上に取引が少なくなつて、そして各機械業地は非常に参つて来ているのだが、これに對して御説明を受けて、そして、その心配することもないやうなお話でございませうけれども、現実はお話のやうなわけのものではないやうな話かと思ふのです。そこでこれらに對する輸出の対策の根本に触れてお考えになつたら、どうやつたらこの滞貨を一掃し、そして生産意欲を向上させる、機械業者にも損をさせないやうな方向に進んで行くことが出来るか、こういう根本的な指導の面におか考へがございませうか承りたいのであります。

○小笠原國務大臣 こまかいことは政府委員より答弁することに願ひたいと思ひますが、今の繊維事情につきましては私も相当苦慮しておるのであります。従つて過日も申しましたやうな措置に對して、適当な緩和策に對して、いろいろな方面から外交的にやつてもらつてはいるのであります。まあ都合によつてはこちらで先からいろいろのものを買い付けることによつてそういうことが出来るようにする、それも一つの方法ではないかと考へまして、外貨のあるときでありますから、特にポンド貨が余つているときでありますから、何かそういう方法はないかというのを具体的にいろいろ考へておるのであります。

直に申し上げておきますが、昨日来紡績連合会の方が見えておりますので、私もよく相談をいたしました。まあ、いふ老練な人々がどういふふうに行つて行くのが一番いいか、こういう問題について御意見を聞いた上で方針をきめたいと、かように考へておる次第であります。長谷川君の仰せのごとく、現状についてはこのままではいかぬというところは私も痛切に感じております。

○宇田(耕)委員 議会の初めに總理大臣から、ソビエトとアメリカとの關係を見て、とりあえず非常に重大な段階に速急に行くようには思われたいという意見が本會議で発表されたのであります。それで私は共産國ととの關係が平和裡に推移するといふのを前提として、最近ヨーロッパにおいては非常に共産國に對するところの貿易政策を各國ともに具体的に処置をしようといふ傾向が現われて来ておると思ふ。従つて私は最近におけるやういふやうな諸外國の状況に照して、先ほど局長からお話がありましたやうに、輸出マーケットの確保といふことを苦慮しておられる、こゝ言われるのですが、たとえば中共等に対する貿易政策について具体的な考へがあるかどうかお聞きしたい。

○小笠原國務大臣 昭和二十五年末の中共地区向け輸出制限強化以来、中共地区に對する輸出は激減し、同時にこれの見返りとなる輸入もほとんど停滞し、わずかに香港を経由して多少の物資の交流が行われるにすぎない現状となつておるのであります。わが國は戦前より中共地区に鉄鉱石、硫磺結核、大豆及び塩のごとき主要物資の輸入を

仰ぎ、同時に繊維製品、雜貨類等の輕工業品を中心に相當量の輸出を行つておつた。従つて朝鮮動亂後のブームが去りますとともに、中共貿易の再開を望む声が、特にアメリカからの輸入品のコスト高と輸出不振に悩む民間業界に強いののでございませうが、政府としては國連協力の線に沿ひまして、戰略物資の輸出制限を履行する方針であります。ただ従来の輸出制限品目は、御承知のごとくバートル法に比ばまして、若干こちらの方が広いのでありますので、その点につきまして輸出制限緩和の方をいろいろと詰合つておる次第であります。さきに宇田さんも御承知のように、染料、紙類、紡織機とか、その他多少緩和されたものはございませうが、これも西欧に比べますと実はまだ十分緩和されておらないので、もう少し緩和してもらいたいという考へ方で交渉をいたしておるのであります。しかしこれも率直に申しますと、中共貿易について決済方式の点とか、あるいは日本の船の出入りの点とか、いろいろ問題もあつたので、これらの問題については今後外交的にいづれにしても一番中心になるのは、國連協力という線をそらしてはいけませんので、この点が日本外交の中心課題になつておりますから、従つてこの線のものでございませうと考へておる次第でございませう。

○宇田(耕)委員 國連協力の線で中共貿易を考へられるというお話は當然と思ひます。最近、先月の十四日にロンドンで発表され、十五日にパリのUP電で発表されておるのですが、日本が対共

産園の輸出統制委員会、コムに入
つたということが発表になつておりま
す。それについて政府はどういう具体
的な加入前後の処置をとられたか、そ
れをお聞きしたいと思います。

○黄田政府委員 中共あるいはソ連
への貿易のある種の非公式な委員会が
ございまして、それに日本も参加いた
しまして、ほかの国連諸国と共同し
て、同じ歩調で足並をそろえたいとい
うことが目的でございまして、先ほど
小笠原大臣からおつしやいましたこ
ぼがないようにしてやつて行きたい
というのが、この加盟いたしました眼
目でございます。

○宇田(耕)委員 そうすると加盟せ
られたということですが、要するに共産
園国に対する非戦略物資を各国が輸出
をしておるわけでありまして、各国が
どういふ商品を出しておるというこ
との品目はおわかりになつておるの
ですか。

○黄田政府委員 戦略物資は出さな
い。非戦略物資は出そう、そういうリ
ステイングの区別をちゃんとつけるの
が議題の一つでございました。品目は
たくさんございまして、今どういふも
のがどうだということを手放しに申し
上げることは私でできないのでありま
す。一定のものをどつち振振りわけ
るか、それから振りわけた場合にも一
定量を出すことができないかどうかとい
うことに関して協議いたしておるの
であります。

○宇田(耕)委員 要するに国民の知
りたいことは、輸出貿易が行き詰つた
ので、何らかの打開策を講じたい。それ
については国連に加入する国々と同等の
待遇を得たい。繊維関係だけ申しまし

ても、イギリスとかイタリア、フラン
ス等の競争相手国がはたしてどれくら
いの商品、どれくらいの商品を共産園
国に対して非戦略物資と認めて輸出を
許しているかということをお聞きいた
したい。国民はそれを聞きたいと思
う。それを十分にわれ／＼が知らない
と、当然出し得る力のある品物も、出
すことができない品目に入つてゐるの
じやないかと思つて、われ／＼は無知
のために、輸出に努力を払うきずな
ないということになつてゐる。従つて私
はコムのような国際会議に加入した
ということ、国民にすみやかに知ら
すべき義務が政府にあると考える。そ
してその内容を発表して――要するに
貿易は国民をのけての貿易はありませ
んから、われ／＼は国民とともに一緒
にその貿易内容を知つて、世界の他の
国連加盟国並に推進すべきものである
と考へます。その点についての政府の
所見を伺いたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 宇田さんの仰せは
ごもつともありますが、実は委員会
の存在すらそのものが秘密になつてい
るのださうでございまして。従つて中身
のことを公表することは参りかねると
いうことでございます。

○宇田(耕)委員 委員会そのものが秘
密であつて、そしてそれに加盟する
というその手続が、どうも今の説明で
は納得できないのですが、そういうも
のに對するとこの実際の加盟の取運
び方というのはどういふことですか。

○牛場政府委員 これは実は委員会と
いうような形のものでないものであり
まして、各国が集まつてただ相談して
いるというだけなのです。そういう相談
をやつてゐるということはもちろんみ

な知つてゐるわけですが、委員
会というようになつてゐるわけになつて
いるかどうかということについては、一切
言わないということでは話合ひができて
いる次第であります。ですから加盟と
言うこととちよつと言葉があるいはつき
りし過ぎるのでございしますが、そうい
う相談に日本が加わつてゐるというこ
とでございます。

それからただいまお話のありました
繊維品につきましては、今一切輸出制
限はしておりません。これは中共へで
もソ連へでも全然自由に売れることにな
つております。従ひまして現実に少
し出ていることもあります。ドイツと
かイタリアに比べて全然不利な取扱ひ
は受けておりません。

それからどういふ品物を出せるか出
せないか、みな知らないということであ
りますが、これは輸出管理の別表と
いうのがありまして、それに載つてい
るわけでありまして、その他の実際のこ
まかい取扱ひにつきましては、通産省
の通商局の輸出課で全部とりまとめて
皆さんにお知らせいたしてあります。
中には政府から特に進んで公表するこ
とをばかのようなこともあるのでござ
いしますが、しかし業者に対しては
できるだけ詳しく説明いたしてあり
まして、その点についてはあまり疑問
はないものと私は存じております。

○宇田(耕)委員 私は事務当局の事務
の扱い方を問うてゐるのではないので
す。コムへ日本が加盟するということ
とはだれが加盟するか。国の責任で加
盟するか、その他の身分をもつて加盟
するか、その点をお聞きしたい。――
一切言わないと言うが、しかし日本が

加わつてゐる、それはどういふことで
すか、具体的にそれを聞きたい。

○坪川委員 ちよつと速記をやめ
て。

〔速記中止〕

○坪川委員 速記を始めて。

○宇田(耕)委員 それでは今のはそう
いふことにはして、西ドイツの経
済省の中にオースタン、東方委員会と
いうのができて、これは共産園国に對
する貿易を取扱ふところの政府の機構に
なつておるといふことが発表されてお
ります。どうしてドイツがこういうふ
うに積極的だ、東ヨーロッパの共産園
国に貿易を必要とするかといふと、世
界的にマーケットが狭小になつたこと
に對する打開であります。そうしてド
イツの一番ねらつておるのは、ウクラ
イナやその他の方面の麦その他の食糧
を安価に輸入したいといふのがねらい
である。その見返り物資として薬品
その他の二億五千万ドルくらいのも
のを出すといふことを発表しておる。私
は西ドイツの今度の世界戦争によると
ころの地位といふものは、日本と相似
たものが非常にあると思う。その西ド
イツですら、政府の内部にこういう組
織をつくつて、そうして重要な食糧
その他をすぐ隣国のソビエトその他から
とらうといふ政策を軌道に乗せて、そ
うしてその見返り物資を出すことによ
つて自分らのマーケットを、自由国家
群との競争外において新たに求めよう
といふ努力をいたしておる。日本にお
いてはそういう努力を払つておるとい
うことは聞いたことがない。今のお話
のように、事務当局と民間とはつき
り話をするというチャンスのないよう
なことが多いのであります。従つて大

臣にお聞きしたいことは、ヨーロッパ
諸国において、現在そういうような積
極的な手をどん／＼打つてゐるという
ことに対して、大臣としてそういうふ
うな政策をもあわせておとりになるお
考えがあるかどうかお伺ひしたい。

○小笠原国務大臣 この点は私もよく
調査いたしまして、さつき申し上げ
た国連協力の線に沿つての範囲でこれ
を行うことにしたいと存じます
が、実はまだ私率直に申し上げま
す、そういう点の調査が不十分であ
りますので、調査した上、やれますこと
は――私も貿易の盛んになることはぜ
ひひとつやりたいと思つておるもので
ございまして、もう少し時をかし
ていただきたら、その方を進める
ことにしたいと考へております。

○宇田(耕)委員 十一月十七日に、ニ
ューヨークに第三十九回のアメリカの
外国貿易評議会がありまして、その
宣言の中に、特にソビエトとの貿易政策
についての項目がありますが、その終
りの方に、日本と中国との貿易をチエ
ックすべきでないといふことがうたわ
れております。従つて私は、アメリカの
貿易業者それ自身も、日本のマーケッ
トを狭小にすることに依つて他を圧迫
するといふことは避けるべきである
といふことを考へておると思ひます。
従つてわれ／＼はその線に沿つ
て新たに貿易政策を考へるべきであ
うと思ひます。そしてその具体的処置
としてはいろいろ考へられると思ひま
す。それで先日の大蔵の御答弁の中
にも、新しい考へがあつたらおれた
に教えてくれ、相談しようじやないか
といふお話がありました。それで最近中
国との貿易を交渉してゐて一番痛感す

ることは、個人々々でもつて別々に行つてはもうだめであつて、相手はまとまつた計国経済のもとに貿易をやろうとする考えが強い。従つて西ドイツが東方委員会を経済省の中につくつてやつてゐるうちに、政府の責任においてこれをまとめて世話をし、あつせんをするということが一番必要であらうと思ふ。これについて大臣の御意見を伺いたい。

○小笠原國務大臣 今仰せの点はまことにごもつとものように思ひます。今のように向うがドル貨、ポンド貨を持つておるときでなくて、どうしてもやるとすれば、一種の物々交換になつて行くだらうと思ひます。従ひましてどこかで一つにまとめた、いわゆる計画的なものをやらなければ、貿易の進展と申しますか、取引増加ははかられませんから、この点から申しますと、今仰せになつたようなことはしごくごもつともだと思ひます。至急ひとつ考えます。

○宇田(耕)委員 先ほど局長からお話がありました、タイとかインドネシア、パキスタンに対して、政府または民間の代表者を送つて貿易の交渉をせられた。ところが中共のような重要なマーケットに対しては全然パス・ポートを出さない。パス・ポートを出すところの法制上のりくつは別問題として、戦後における中国といふものは計画経済でありまして、その国民の生活水準の上つた原因は、従来の資本主義的な経済社会の場合とは非常に違つておりますから、彼らの国内における生活必需品の内容あるいは彼らの獲得したいと思ふ原材料の品目といふものは、従来と非常にかわつた点があるといふことを、われわれはいろいろの通信で見えております。従つてこれに對して実情を調査するためには、旅行の制限をかなり大幅に緩和をし、自由なもののするといふ政策をとつていただかなくてはならぬと考えます。そういう点について政府はどういうふうな対策をお立てになるか、聞かしていただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 これは実は外務省の所管でございまして、ちよつと私の口から御答弁をいたしかねます。

○長谷川(四)委員 局長のさきのむずかしい委員会等のお話もありまして、本年の七月十六日にアイゼンハワーが「ワンデン」の記事が出ておりました。日本という国はアジアと経済的取引をさせなければならぬ、もしこれをさせなければ日本は冷い戦争に入つて行くであらう、さらにこれを強制的にさせないといふならば、カナダ、英国、アメリカは日本に対しての責任をとるべきであるといふことを唱えておる。その後、この委員会等の會議において、アイゼンハワーの唱えたこれらの言葉に幾分か沿つた曙光が見出されてゐるかいやをお伺ひいたします。

○黄田政府委員 アイゼンハワーが、先ほどおつしやいましたようなことを言つてくれましたことを私どもも新聞で読みまして非常にありがたいと思ひました。まことに喜ぶべきことだと考えております。それは別にいたしまして、日本を自分の足で経済自立させなければならぬといふことは、これはもうだれが見てもその通りであります。そのためには何か大きな手が打たなければならぬ、これも万人が認めてゐるところだらうと思ひます。ヨーロッパの方におきましても同様な考えが非常に大きな勢力を持つておるということも、これも先ごろ来の英連邦會議等においても明らかにされておるところでございまして。さていふに現れつつあるかと申しますと、具体的にどうだと現実に認め得るような事例はまだだいたいのところはございませぬ。

○坪川委員 委員各位に申し上げますが、時間の関係上、大臣に対する質疑を節約いたしまして、政府委員に対するものはあとまわしにいたしたいと思ひます。それから、その点御了承の上御発言願ひたいと思ひます。

○宇田(耕)委員 さつきの結末をつけまして、大臣にお尋ねしたいことは、貿易は、いづれにしても直接向うへ行つて、向うの責任者と商取引の具體的交渉をしないことは事が運ばない。電報ではとても話にならない。従つて民間のエキスパートが直接向うへ行くことが出来るように、通商産業省としても考慮を払つて、外務省とも折衝していただきたいのであります。

○小笠原國務大臣 東南ア地方に對しましては、できるだけそういう措置をとつておられますが、中共の問題はちよつとここで私の方からお答えいたしかねます。しかし宇田さん仰せになつた通り、エキスパートを送つてやらなければならぬ貿易は盛んになるものではございませぬから、その趣旨はよく体しまして、今後措置をいたしたいと思ひます。

○坪川委員 伊藤卯四郎君。伊藤(卯)委員 ただいま上程されております、私もが審議を求められております電気及びガスに関する臨時措置に關する法律案の審議について、委員長も大分その能率化を求めておられるようでありまして、これに協力したいと思つております。つきましては、この法案審議の基礎的条件ともいへべき公益事業のあり方について、通産大臣の信念、あるいは通産行政の方針を明らかに承らぬと困るのでございします。そういう点についてひとつ大臣にお伺ひします。電力事業の公益性についてであります。電力会社が公益事業としてのあり方が完全なものであると認められておるかどうかといふことでございします。その使命を十分果たしておるかどうかといふことでございします。先日私がこの件について大臣にお伺ひをいたしましたところ、もちろん本會議のあつた折からでございしますから、十分な答弁もできなかつたと思ひますが、あの答弁では理解することも納得することもできません。従つて、きようはこの委員会でもございしますから、その点について十分大臣の公益事業に對する信念を伺ひたいのでございします。電力事業の公益性、その使命のあり方といふものは、今後の日本の産業の基礎構造の上に非常に重大な關係がある。従つて今後の電力事業の平和的な維持、あるいは国民に對するサービスを十分果し得る公益事業、そういうことに対して大臣のお考えになつておる点を、おはこれで行くのだといふことを、ひとつ明らかに伺ひたい。

○小笠原國務大臣 電気事業が公益事業であることについては、さきに公益事業令でござつておりましたようにないで、私も最も強い公益事業であるといふことを考へておるのであります。従ひまして、電気事業につきましては、現在伊藤さんも御承知のように、九分制されてはおりますが、しかしこれらにつきまして、会社になつておるから、一部は強い公益性と、またこの会社経営上の営利性といふものを認めなければならぬけれども、しかしあらゆる角度から見ても十分監督をして、今御指摘になつたように、日本の基幹産業としての大きな役目をさすとともに、また国民のために十分な奉仕をする機関であるべきであると考えておる次第でございします。

○伊藤(卯)委員 今度の電力ストが長期化して、非常に日本の工場、事業場、国民が迷惑と損害を受けておることは、大臣御承知の通りであります。新聞などでは、日本国家全体から行けば五十億くらいの損害を一日にこうむりつとあると言つております。これについてはいろいろ言つておりますけれども、少くとも一日に三、四十億円の損害をこうむつておることは、事実であると言つておるのでございします。このような重大な損害を毎日々々受けて行つておるこの電力争議は、今なお解決をいたしません。そのために国家としても大きな損失を受けておることは御承知の通りであるが、これらに對して一体大臣はどういうような手を打つてこれを処置しようとしておられるかを伺ひたい。

○小笠原國務大臣 今お話になりました通り、この電力ストが非常に大きな損害を与へ、また各企業が非常にこれのために困つておる、また国民も困つ

○伊藤(卯)委員 電力会社が今のストライキの問題を解決することを非常にしづつております。というのは、私先般も本会議で大臣に質問をいたしましたように、会社は今後一割五分の配当をするだけの事業の内容ができて来ておると言っております。一割五分の配当をする。株は三倍に高くなつて来ております。こういう状態に電力会社がおります。こゝういふ状態に電力会社が思われて来ておるといふことは、これは国民の犠牲と国家の協力の力によるものでございます。たとえば電気料金の上上げにいたしましても、一応そう

としては、それに期待されて、そのま
まやつて行かれるつもりであるかどう
か。それであるならば、私どもはこの
電気事業のあり方に対して、私ども自
身から非常な重大な考え方を持ち出さ
なければならぬと思うのであります。
従来のそうした機関というものが、百
パーセント公益事業委員会として、機
関として使命を果しておると思つてお
られるかどうか、こういう点をひとつ
伺いたい。

○小笠原国務大臣　過去の委員会には、
若干遺憾の点があつたかわかりませ

ん。けれども今度私どもがこの電気事業委員会と申しますこの委員会をつくります場合には、消費者代表なども入れますして、そうして今の公益的な意義というところを強く打ち出して参りたい、かように実は考えておる次第でございます。米穀例でもやはり審議会には消費者代表などが入っておりますので、そういったことによつて、今伊藤さんが仰せになつたような、電力会社の委員会であるというふうなことはなないように措置いたしたい考えを持っておりますのであります。

い。しかるに今度のストライキにおいても、会社はこれらを解決するところの経営内容を十分持つておることを、ここに明らかに知ることができております。こういう点に対して一体大臣は、この争議解決になぜもつと積極的に乗り出されないのか。労働問題であるから労働大臣の所管であるとお考えになるかしらないが、一日に五十億円の損害を受けておつて、これはあなたの行政監督下にあるところの事業の損害でございます。こういう点に対して私はもつと真剣になつてもらいたいと

思うのでございます。今申し上げるようなことで、会社のそういう内容というものは非常に充実をして来ておるのであるが、これらに対して大臣として、これだけの實力を備えた会社は、これはだれのおかげでこれだけの實力が備わつておるとお考えになつておるか。もし私が今申しますように、国民の犠牲と国家の力によつてこれらが充実して来ておるとするならば、このストライキ解決についても、私はおのずから解決の結論の出どころというものが明確になると思う。さらにまた公益事業に名をかつて、私企業以上の殿様のお通りというようなことを一面やつておる。これらに対してこのままでいいとお考えになつておるか、こういう点を私はもつとつ込んで明確にしたい。

○小笠原國務大臣 電力会社は過去長らく配当しなかつたのを、ようやく昨年の成績で一割五分の配当をするのであります。これは御承知のごとくそれだけの資本を集めてきておるのでございまして、それもございまして、従つて将来の資本蓄積とか、あるいは自己資金を調達するとか、こういう面から見て、現在の経済状況から見れば、一割五分程度の配当は私は妥当であるとお考えおるものであります。それから今非常な損害を日々受けてつあるということについては、まったく伊藤さんと同様に私も憂いをもたしておるものでございます。しかし日本の法制の上におきまして、私どもはいろいろ懇談はいたします。絶えず私ども労働大臣と懇談をいたしますが、私は争議に立入る権限を持つておりませんので、私としてはたび／＼懇談を

して、一日も早くこの争議の円満妥結を見ることを希望しております。特に、すでにもう経営者側では中労委の案をのんでおるのでありますから、さうな点も私も考えまして、できるだけ早く円満妥結を見ますよう、衷心からいねががつておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 大臣は分割当時にかのぼつての政府の責任を御承知でないから、私は答弁が責任の上に立つての答弁でないように思うのであります。この分割が行われますときに、吉田内閣において、たとえば今外務大臣をいたしております当時の岡崎官房長官、その当時の通産大臣等は、国会に對しまして、また国民に對しまして、こういうことを当時強く、分断の条件ともいふべきこととして約束しておりましたことは、値上げをしない。それから地域差をつけない。あるいは電力はお互いに交流し合つて迷惑をかけない。サービスは監督指導のもとに百パーセントやらすことが出来ます。こういうことを当時約束になつておるのでございまして、ところが政府が当時約束をいたしましたこれらの約束というものは、一つも実行されておられません。こういうことを私はもつと通産大臣は、当時の責任者でありませぬけれども、お調べを願いたいと思うのであります。こういうことを約束して分断したのであるが、約束は実行されておらないからして、公益事業の性格論について論じなければならぬということも起つて来るのでございまして。こういう点に對して、私はさらに大臣は、一体おれの時代じやないからおれは知らぬと言われ

るかもしれないが、しかし自由党吉田内閣の継続でございまして、あなたも時代の代りやありませんけれども、行政の引継ぎはそのままでございまして、さう、こういう点に對してはいろいろ疑念を持たれておる点もございまして、今も忠実に果そうと考へておられるかどうか。おれの時代じやないから知らぬというようにあつさりされるつもりであるかどうか。その辺をもう少し明確にしてみたい。

○小笠原國務大臣 よく調査いたしました、実情に即して、できるだけのこととをいたしたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 どうも大臣のその答弁はまるつきりのれんに腕押しのようなかつこうであります。従つてのれんに腕押しのようなこととあります。この出でおります法案につきまして、私も考えなければならぬ点がございまして、この点はひとつお含みを願いたい。私どもは公益事業としてこれを理解し、納得できる上に立つて、これらの法案が審議され、扱われるというところでなければならぬと思うのであります。従つて基礎的なものは、一つもわれ／＼が審議の過程において了解することができないということであります。ならば、これらの枝葉ともいふべき問題についても、私どもは今の法案を審議してつくる必要があるのかどうか、つくつてまたそれだけの意義があるのかどうかという点も、あわせて考えなければならぬ。私は大臣が時間の点を言つておられるようでありますから、もう一、二点だけできようはやめます。しかしなお質問は残します。

私が次にお伺いしたいと思ふところは、大臣は、公益事業はあくまで自由放任主義の立場に立つての公益事業の考え方であるか。公益事業である以上は、国家の統制と管理と指導のもとに置くこととされるのであるかどうか。この点は私は公益事業のあり方の上において一番大事な点であると思ふから、この点をひとつ明らかにしたい。ただきたいと思ふ。

○小笠原國務大臣 今法案を出してあります。この法案は皆様の御了解にしております。通過せんことを熱望いたしております。私どももいたしましては、電気事業は公益事業でありますから、これは今後十分な監督をいたしたい所存でございます。まして、大休今仰せになつたような、自由放任にするという考え方は持つておりません。

○坪川委員長 伊藤君に申し上げますが、大臣は、たいへん恐縮ですが、万やむを得ない用がありますので、なるべく簡潔にひとつお願いしたいと思ふ。

○伊藤(卯)委員 それでは委員長にお伺いいたしますが、もう二、三重要な問題を持つております。この点はどうも大臣がそわ／＼しておつて、逃げ腰で答弁をしておられるのではちつとも急所に触れることができません。従つて私は、そのような態度で重要な法案審議に答弁をされておつたのでは、はなはだ迷惑至極でございまして、ひとつ次会に大臣に対する質問は留保いたしますことにいたしますが、そのように委員長おとりはからいくださいます。

○伊藤(卯)委員 それでは大臣に対する質問は、次会に留保いたします。

○坪川委員長 通産大臣は所用のために退席いたしますが、他に政府委員に對し御質問はありますか。――速記をやめて……

(速記中止)

○坪川委員長 速記を始めて……。本日はこの程度といたし、次会は明後十三日土曜日午前十時より大臣に對する質疑を続行いたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時十分散会

○坪川委員長 承知いたしました。

昭和二十七年十二月十八日印刷

昭和二十七年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局